

第5 人質司法の打破と冤罪防止

1 勾留・保釈に関する憲法・国際人権法上の5原則

勾留・保釈に関する憲法・国際人権法上の原則として、

- ①無罪推定の原則（憲法31条が保障していると解されるし、国際人権〔自由権〕規約14条2項が直接規定している。）
- ②身体不拘束の原則（同規約9条3項）
- ③比例原則（憲法34条が定める「正当な理由」を満たすためには、達成されるべき目的〔裁判権・刑罰執行権〕とそのために取られる手段〔勾留〕との間に、合理的な比例関係が存在する必要がある。）
- ④最終手段としての拘束の原則（「社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則〔東京ルール〕」。1990〔平成2〕年国連総会で採択。同規則は、公判前抑留の代替措置が法律上規定されることを前提にしている。）
- ⑤身体拘束の合理性を争う手段の保障の原則（人権〔自由権〕規約9条4項）を挙げることができる。

2 人質司法の実態

(1) 日弁連の意見・提言

日弁連は、2007（平成19）年9月、「勾留・保釈制度改革に関する意見書」及び「勾留・保釈制度改革に関する緊急提言」を公表し、さらに、この2つの意見書と一体となるものとして、2009（平成21）年7月、「出頭等確保措置導入についての提言」を公表した。

この3つの意見書は、「人質司法」を脱却するために、短期的課題として、次の5点の実現を求めるものであった。

- ①起訴前保釈制度の創設
- ②刑法89条1号の改正（権利保釈の対象外犯罪の限定）
- ③同法89条4号の改正（削除または権利保釈除外事由の厳格化）
- ④同法89条5号の改正（同前）
- ⑤出頭等確保措置の創設（従前「未決勾留の代替制度」と呼ばれていた制度であり、勾留と「在宅」の間の中間的な形態として、行動の自由に対する一定の制限を課す制度である。）

(2) 日弁連の新たな意見書

日弁連は、法制審議会の特別部会に対応するため、会内議論を深め、2012（平成24）年9月13日付けで、「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その3）」を公表した。

これは、前記（1）の従前の日弁連の提言・意見を踏まえつつ、以下を内容とする新たな意見書である。

ア 勾留及び保釈制度の改善

（ア） 勾留又は保釈に関する裁判においては、被疑者又は被告人の防御権を踏まえ、被疑者又は被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならないものとする。

（イ） 勾留又は保釈に関する裁判においては、犯罪の軽重及び被疑者又は被告人が釈放されないことによって生ずる防御上又は社会生活上の不利益の程度を考慮しなければならないものとする。

イ 住居等制限命令制度の創設

これは、従前の出頭等確保措置を見直したものであり、裁判所が、被告人（被疑者）に対し、2ヶ月以内の期間を定めて、住居の制限、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親

族への接触の禁止、特定の場所への立入りの禁止その他罪証の隠滅又は逃亡を防止するために必要な命令(住居等制限命令)をすることができるものとし、被告人(被疑者)が住居等制限命令に違反したとき、または、住居等制限命令を受けてもこれに従わず、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき若しくは逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときは、これを勾留することができるものとする制度である。

ウ その他刑事訴訟法の改正

(ア) 刑訴法89条4号を削除し、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」を権利保釈の除外事由としないものとする。

(イ) 刑訴法61条の規定により被告人(被疑者)に対し被告事件(被疑事件)を告げ、これに関する陳述を聴く場合において、被告人(被疑者)に弁護人があるときは、これに立ち会う機会を与えなければならないものとする。

(ウ) 刑訴法207条1項ただし書を削除し、公訴提起前に保釈をすることができるものとする。

(エ) 刑法429条2項を削除し、裁判官がした勾留決定に対して、犯罪の嫌疑がないことを理由として準抗告をすることができることを明確にする。

(3) 保釈保証保険制度等の導入

日弁連法務研究財団は、韓国の保釈保証保険制度を研究するとともに、我が国への同様の制度導入につき検討し、①全国弁護士協同組合連合会(全弁協)を保証機関とし、②損害保険会社とも連携して事業の継続性・安定性を維持し、③保証料率を保釈保証金の2%程度とすることなどを骨子とする「保釈保証制度」導入を提言する研究報告書を取りまとめた。この保釈保証制度は、権利としての保釈について、ひいては被告人としての防御権の行使について、貧富の差による差別の解消を図るものである。被疑者国選弁護制度と同様の発想に基づくものと言える。

これを受けて、日弁連は2011(平成23)年1月20日付「保釈保証制度に関する提言」を行った。

その後、全国弁護士協同組合連合会を保証機関とし、保釈のための保証書(刑事訴訟法94条3項)を発行する事業(保釈保証書発行事業)が、2013(平成25)年から開始され、旭川弁護士協同組合を除いて全国の単位弁護士協同組合で保釈保証書発行申請の取次が行われている。制度開始以来2019(令和元)年8月31日までの間に、3,307件(保釈保証金額が300万円を超えるものを含む)の保釈保証書が発行されている(全国弁護士協同組合連合会ホームページより)。

これは、弁護士協同組合の組合員である弁護士が、保証する金額の2%に相当する手数料を支払うとともに、保証する金額の10%に相当する自己負担金を預けることにより、全国弁護士協同組合連合会が発行し、弁護士はそれを利用して保釈を実現することができるというものであり、今後は、資力がない被告人についても保釈請求が容易に可能となるものであり、弁護士会は会員にこの制度を周知して、保釈率が向上するように働きかけをすべきである。

なお、制度開始以来2019(令和元)年8月31日までの、保釈保証金額が保釈保証書発行限度額300万円を超えるものを除いた保釈保証書発行件数3,058件のうち2,146件(約70パーセント)は保釈保証書のみで保釈が許可され、現金納付は行われていない(全国弁護士協同組合連合会ホームページより)。

(4) 勾留を争い、保釈請求を励行する運動の展開

勾留、保釈の運用の改善については、何よりも刑事弁護の現場での積極的な弁護活動が不可欠である。現行の勾留、保釈制度の運用への弁護人の諦めが、低い勾留請求却下率と保釈率をもたらした副次的な原因であったことも否定できない。運用・制度の改革、そして保釈保証制度の導入など保釈請求を容易にする環境の整備に努めつつ、具体的な事件において、弁護人は、勾留を争う活動や保釈請求等を積極的かつ果敢に実践する必要があり、日弁連及び弁護士会は、そのような運動の提起とそれに対する支援や情報提供を、随時、具体的に行っていくべきである。

近年、勾留請求却下率(検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比

率)が上昇し、全国統計で2002(平成14)年は0.1パーセントであった勾留請求却下率が、2018(平成30)年には4.8パーセントにまで上昇している(検察統計年報による)。保釈率(その年中に保釈を許可された人員の当該年に勾留状が発付された人員に対する割合)も2003(平成15)年は12.6パーセントであったが2011(平成23)年に20パーセントを超え、近年では約30パーセント程度まで上昇した。これらは大きな成果であるといえるが、人質司法の打破を実現したとまでは言い難い。これからも勾留を争い、保釈請求を励行していく弁護活動の実践と日弁連及び弁護士会の運動は手を緩めること無く継続して続けていくべきである。

(5) 2016(平成28)年刑事訴訟法改正

2011(平成23)年5月に、法制審議会が設置した「新時代の刑事司法制度特別部会」やその作業分科会で、被疑者、被告人の身体拘束の問題についても検討が加えられたが、勾留や保釈の運用に関する委員の認識に隔たりが大きく、2016(平成28年)5月に成立した改正刑事訴訟法では、裁量保釈の判断に当たっての考慮事情が明文化されるにとどまった。

裁量保釈の判断に当たっての考慮事情として新たに加えられたのは、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情」との記載であり、これまでの実務においても検討されていた事情ではあるが、明文化されたことによりこれらの事情がより強く意識され、具体的事情を弁護人が主張することにより裁量保釈が広く認められるようになっていくことが期待される。

また、保釈に関しては、衆議院及び参議院の法務委員会で、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしたにこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」を法施行にあたり格段の配慮をすべき事項の一つとする附帯決議がなされた。

以上のような刑事訴訟法の改正や法施行にあたる附帯決議をふまえて、弁護士会は、より一層人質司法の打破に向けた活動を今後も継続して行うべきである。